

## 別紙標準様式（第6条関係）

## 会議録

会議の名称	令和7年度 第2回 枚方市保健所運営協議会	
開催日時	令和7年（2025年）10月27日（月）	14時00分から 14時30分まで
開催場所	枚方市第3分館（旧市民会館）3階第4会議室	
出席者	渡邊 一男会長、長谷 晋吾副会長、上羽 敏明副会長 豊田 久子委員、吉岡 靖啓委員、森 隆裕委員、大崎 明信委員、 百田 義弘委員、津村 元彦委員、古満 園美委員、平川 宗敏委員（代理）、 草川 晴美委員、甲田 勝康委員、白石 真理子委員、細野 昇委員 木村 剛委員	
欠席者	大町 聰英委員、勝部 信彦委員、福間 真智子委員、岩田 和彦委員、 松田 公志委員	
案件名	1. 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）の素案について 2. 市民意見聴取の実施について	
提出された資料等の名称	資料1 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）【素案】概要 資料2 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）【素案】 資料3 市民意見聴取周知用ちらし（案） 資料4 枚方市保健所運営協議会について（案） 別紙 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）【素案】に対するご意見＜回答様式＞ 参考資料① 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）概要 参考資料② 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版） 参考資料③ 枚方市新型コロナウイルス対策本部総括報告書 参考資料④ 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（現行）	
決定事項	<input type="radio"/> 「新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）（素案）」について確認した。 <input type="radio"/> 市民意見聴取の実施について確認した。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署（事務局）	健康福祉部 健康福祉政策課、危機管理部 危機管理政策課、健康福祉部 保健所 保健予防課	

## 審議内容

渡邊会長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度 第2回枚方市保健所運営協議会を開催いたします。</p> <p>それでは、事務局から、本日の委員の出席状況と傍聴希望者について、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員は16名であり、枚方市保健所運営協議会条例の規定に基づき、本協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本日の傍聴者は、おられません。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今年度第2回目の開催ですので、早速案件に入りたいと思います。</p> <p>案件1「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）の素案について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【資料の確認】</b></p> <p>過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、案件1「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）の素案について」ご説明させていただきます。</p> <p>資料1の1ページをお開きください。まず始めに、市行動計画の改定内容について、でございます。</p> <p>政府行動計画及び大阪府行動計画の改定内容を基に、枚方市における新型コロナウイルス感染症の対応での課題等を踏まえ、平成25年の策定以来、初の抜本改定を行うものです。</p> <p>計画の対象疾患としましては、これまで主に新型インフルエンザを想定していましたが、その他、新型コロナウイルスやそれ以外の新興感染症など、幅広い呼吸器感染症も念頭においていた計画とし、より中長期的な対応となることも想定して、準備期、初動期、対応期という3つの時期を設定し、時期ごとに、状況に応じた対策の機動的な切替えについて記載したものです。</p> <p>特に平時である準備期に、医療・検査体制の整備や実践的な訓練の実施等について追記しました。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>対策項目については、現計画の6項目から13項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった内容を中心に、取組内容の記載を充実させたものです。</p> <p>続きまして3ページをお開きください。</p>

市行動計画の改定ポイントでございます。

まず、「枚方市新型コロナウイルス対策本部総括報告書」を基に、本市における新型コロナ対応の経験を踏まえた計画とすること、また、市立ひらかた病院が北河内医療圏域の「第二種感染症指定医療機関」であること、の特徴を活かした計画としております。

つきましては、改定ポイントは記載の4点でございます。

まず「1. 庁内実施体制の強化」です。新型コロナ対応の際に、市対策本部における班体制がうまく機能しなかったという意見が多くあったため、市対策本部の組織体制の見直しを行い、より実効性の高い体制を整備します。また、庁内から保健所への応援体制や、保健所のICTを活用した業務効率化などにより、保健所の感染症有事体制の強化を図ります。

次に「2. 専門人材の育成」です。感染症対応に従事する専門職員の確保や対応能力が課題であったことから、保健所全職員に加え、庁内の医療職等を対象に研修・訓練の実施や、各関係機関と連携した実践的な訓練を実施することで、感染症に関する知識及び対応能力の向上を目指します。

次に「3. 地域連携強化による感染症対応力の向上」です。新型コロナ対応の際に、福祉施設等でのクラスターが多発し、特に高齢者施設でのクラスター発生により、医療のひつ迫につながりました。感染拡大防止には平時より、施設等において感染症に対応できる体制の構築や人材の育成が重要となるため、新型コロナ対応で培ったネットワークを活かして、令和6年度に「感染症ネットワーク会議」を設置し、医療機関の感染防止対策の実施や、感染症患者を受け入れる体制など、について国から評価された感染症対策向上加算1を取得している、関西医科大学附属病院や公済病院等と連携のうえ、高齢者施設や医療機関に対する研修・訓練を継続して実施していきます。また、保健所と感染症対策向上加算1の病院とで高齢者施設や病院を訪問し、感染症対策に関する助言を行うことで連携体制を構築し、市・医療機関・高齢者施設等の連携強化を図ってまいります。また、三師会や地域の医療機関、消防組合等から構成される「災害医療対策会議」により、平時からの関係構築だけでなく、有事には、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図ることで、本市と医療機関等が相互に連携し、地域一体となった感染症対応力の向上を目指すものです。

最後に「4. 北河内医療圏域の第二種感染症指定医療機関である「市立ひらかた病院」としての役割」です。市立ひらかた病院は、第二種感染症指定医療機関として、新興感染症の発生等の公表前から入院対応を行うなど、圏域における新興感染症の中心的役割を担っております。また、医療従事者等に対する研修や訓練の実施等により、感染症発生及びまん延時における診療等の体制強化を図っているものです。以上4つが本市における改定ポイントとなります。この改定ポイントに関連する対策項目における主な取組は、5ページ以降の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の「主な取組」の番号を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

4ページをご覧ください。

市行動計画（素案）の概要についてご説明いたします。

第1部では、感染症危機を取り巻く状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法について、また、市行動計画の、これまでの策定経過を含め、今回の改定に至った背景を記載しています。

次に第2部では、第1節「新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略」や第2節「対策を講ずるうえでの基本的な考え方」、そして、第3節「様々な感染症に幅広く対応できるよう、有事のシナリオの想定や、感染症発生時の状況に応じた対策の柔軟かつ機動的な切り替えの考え方」などを記載しているものです。

第4節では、「市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項」としまして、平時における備えや社会経済活動のバランスを踏まえた対策等について記載しています。

次に第5節では、対策を推進するための役割分担として、国や地方公共団体、医療機関等の一般的な役割について記載し、第6節では、13の対策項目を定めることについて、第7節では、市行動計画の実効性を確保するための取組について記載しています。

5ページをご覧ください。

第3部「各対策項目の考え方及び取組」につきましては、対策項目ごとに準備期・初動期・対応期に実施する具体的な取組を記載しています。

本日は、各対策項目の考え方の概要をご説明させていただき、それぞれの主な取組につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご確認いただけたらと思います。

それではまず、第1章「実施体制」でございます。

感染症危機は、府内一体となって取り組む必要があり、府内における感染症有事の対応力向上のうえ、関係機関と連携して取組を推進すること。

次に第2章「情報収集・分析」では、感染拡大の防止を目的としつつ、状況に応じて、市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うこと。

6ページにうつりまして、第3章「サーベイランス」では、感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うこと。

次に第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」では、感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあるため、科学的根拠に基づいた正確な情報を市民等に迅速に提供するとともに、市と市民が可能な限り、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすること。

7ページにうつりまして、第5章「水際対策」では、

国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、感染症危機管理への対応準備に係る時間を確保すること。

次に第6章「まん延防止」では、適切な医療の提供等とあわせて、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数が医療提供

	<p>体制のキャパシティを超えないようにすること。</p> <p>8ページにうつりまして、第7章「ワクチン」では、ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐため、迅速に接種を進めるための体制整備を行うこと。</p> <p>次に、第8章「医療」では、新型インフルエンザ等が発生した場合は、医療の提供が、不可欠な要素となるため、平時から地域の実情に応じた医療体制を整備し、感染症危機の際には、府と連携して、機動的かつ柔軟に対応すること。</p> <p>9ページにうつりまして、第9章「治療薬」では、市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供は不可欠な要素であり、治療薬の確保は重要な役割を担っていること。</p> <p>次に第10章「検査」では、検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し、早期の治療につなげること及び流行の実態を把握すること、また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要であること。</p> <p>10ページにうつりまして、次に第11章「保健」では、感染症危機発生時において、保健所は、地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中心となる存在であること。</p> <p>積極的疫学調査、健康観察、等の業務負荷の急増が想定されるため、平時から保健所における人員体制の構築やICTの活用等を通じた業務効率化を行うこと。</p> <p>次に第12章「物資」では、新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれるため、市や府、医療機関を始めとする関係機関において、感染症対策物資等が十分に確保できるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずること。</p> <p>11ページにうつりまして、最後に第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」では、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民に対して、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めるよう呼びかけること、としております。</p> <p>市行動計画（素案）の概要説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料2「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）【素案】」をご覧ください。</p> <p>こちらは、大阪府行動計画を基に、枚方市の内容に修正したものになりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>案件1の説明は以上でございます。</p>
渡邊会長	ありがとうございました。ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問などございましたら、お願ひいたします。
渡邊会長	私からよろしいでしょうか。資料1「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）【素案】 概要」の1ページにおける、新計画内の対象疾患についてですが、新型

	<p>インフルエンザとともに、新型コロナウイルス以外の幅広い呼吸器感染症も念頭とするとの記載がありますが、他のページで呼吸器感染症が書かれているページがないように見受けられます。</p> <p>また、感染症といえども、呼吸器以外の感染症もあると思うので、呼吸器感染症「等」とするか、呼吸器という記載を外した方がいいのではと考えるのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。内閣府が新型インフルエンザ等対策行動計画で対象と示す疾患として、「新型インフルエンザ等」というは、公衆衛生上の危機に耐えうる疾患を考えているため、感染症全般を示しているわけではありません。</p> <p>また、呼吸器感染症として、結核などもあるが、この計画では急性呼吸器感染症のパンデミックを想定したものになるため、今回の記載は、パンデミックになり得る呼吸器感染症を想定したものであるということをご理解いただければと思います。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他に、ご意見・ご質問ございませんか。</p> <p>他にないようでしたら、続きまして、案件2「市民意見聴取の実施について」、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案件2「市民意見聴取の実施について」ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。こちらは、意見募集箱とともに設置する市民意見聴取実施に関する周知用のちらし（案）になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 趣旨は記載のとおりでございます。</li> <li>2. 意見募集期間としましては、令和7年1月25日（金）から1月24日（水）までの20日間としております。</li> <li>3. 設置する資料としましては、「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画【素案】（概要）」及び「計画【素案】」、参考資料としまして計画改定にかかる調査審議を行っていただいた「枚方市保健所運営協議会」に関する概要資料を設置する予定です。こちらの参考資料につきましては、資料4としてお配りさせていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</li> </ol> <p>資料は、意見回収箱とともに各施設に設置するほか、市役所別館6階行政資料コーナー及び市ホームページにも掲載いたします。</p> <p>意見回収箱の設置場所は記載のとおりです。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>意見の提出方法としましては、各施設に設置している意見提出用紙に必要事項及びご意見を記入いただき意見回収箱に投函のほか、郵便、ファックス、電子メールでも提出可とします。また、本チラシに掲載するアンケートフォームのQRコードからもご意見をいただきます。</p>

	<p>ご意見をいただく場合の注意点は記載のとおりです。</p> <p>また、市民意見聴取の結果公表につきましては、1月14日に開催予定の枚方市保健所運営協議会でとりまとめ後、市ホームページで公表予定としています。</p> <p>案件2の説明は以上でございます。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今事務局から説明がありました内容について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
	<b>【異議なし】</b>
渡邊会長	<p>他に、ございませんか。</p> <p>特に無いようでしたら、最後に事務局から事務連絡等はありますか。</p>
事務局	<p>本日確認させていただきました「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」について、会議終了後に何かお気づきの点がありましたら、別紙でお配りしております「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）【素案】に対するご意見＜回答様式＞」にご記入の上、11月7日（金）までに、健康福祉政策課へご提出をお願いいたします。こちらの様式は、会議終了後、データでメール送付させていただきますので、メールまたはFAXにてご提出くださいますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、委員の皆様からのご意見を反映させていただき、12月に市民意見聴取を実施することになりますが、その修正内容は会長一任とさせていただきたいと考えております。以上でございます。</p>
渡邊会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、事務局からありましたとおり、本日確認しました計画（素案）について、後日、ご意見がある場合は、11月7日（金）までに、健康福祉政策課へ別紙の回答様式の提出をお願いします。</p> <p>計画（素案）に対するご意見を反映させたうえで12月に市民意見聴取を実施することになりますが、その修正内容は会長一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<b>【異議なし】</b>
渡邊会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、次回が最後の会議ということで、1月14日（水）午後3時からになりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年度 第2回 枚方市保健所運営協議会を終了します。ありがとうございました。</p>

